

岩国市子どもの読書活動推進計画（第二次）



平成 22 年 3 月

岩 国 市

はじめに

岩国市は、「岩国市教育基本計画（2007年～2011年）」の基本目標として「豊かな心と生き抜く力を育む」を掲げています。読書は、その目標を支える重要な役割を果たしています。

近年の様々な情報メディアの発達・普及に伴い、子どもの生活環境は大きく変化しています。また、少子化・核家族化など社会構造の変化等の中で、地域社会や家族のあり方も変わってきました。このような社会においては、自らの責任で主体的に判断し生きていくことが求められています。

読書は、子どもたちの想像力を育み、物事を深くとらえるための言葉と豊かな心を育て、生きていくための糧となります。また、自立した個人として必要な情報を収集し、判断する力を培う基礎となるものです。

合併前の岩国市においては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、平成16年3月に「岩国市子どもの読書活動推進計画（第一次）」を策定し、子どもの読書環境整備のために様々な取組を実施してきました。

このたび、第一次計画の見直しと新たな取組について協議を重ね、「岩国市子どもの読書活動推進計画（第二次）」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、家庭・地域・学校・図書館が連携・協力し、岩国市のすべての子どもたちが本と出会うことができるよう、読書環境の整備に努めてまいります。今後とも皆様の御協力と御支援をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たり「岩国市子どもの読書活動推進計画策定委員会」の委員の方々をはじめ、貴重な御意見をいただきました市民の皆様に深く感謝いたします。

平成22年3月

岩国市長 福田良彦

第1章 計画策定の主旨

「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」を基本理念に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）が平成13年12月に施行されました。そして、この法律に基づき、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「第一次基本計画」という。）を策定しました。また、平成17年に「文字・活字文化振興法」（平成17年法律第91号）が成立したことを受けて、文字・活字文化の振興に関する施策の推進も図られてきました。さらに、平成18年には約60年ぶりに教育基本法（平成18年法律第120号）が改正され、教育の新しい基本理念が示されました。

第一次基本計画における成果や課題を踏まえて、政府は、平成20年3月、第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定し、今後5年間にわたる基本方針と具体的な方策が明らかにされました。この計画には、学校図書館の資料の充実や、読書環境の地域格差の改善、公共図書館の情報化などが盛り込まれています。さらに山口県でも、平成21年3月に「山口県子ども読書活動推進計画第二次計画」が策定されました。

岩国市では、国の第一次基本計画を受けて、平成16年3月に「岩国市子どもの読書活動推進計画」を策定し、平成16年度から平成20年度までの5年間さまざまな施策を実施してきました。地域や学校での取組などにより、読書の大切さに対する理解は広がっているものの、すべての子どもたちが、読みたい本や情報をいつでも手に取れる環境にあるとはいえません。

平成18年3月、岩国市、由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町が合併し、新岩国市が誕生しました。合併後大きく変化した状況と、これまでの取組の中で明らかになったさまざまな課題やアンケート調査（資料編1）の結果を踏まえて、国や県の読書活動推進計画を基本に、新たな岩国市の読書活動推進計画を策定しました。

この計画は、岩国市のすべての子どもたちが、読書によって、広い豊かな世界と出会い、知的好奇心を満足させ、限りない想像力と、豊かな心を育むとともに、文化を継承し、多様な価値観を受け入れ、自立した個人として成長できるよう、自由で豊かな読書環境を充実させることを目指しています。

第2章 計画の基本的な方針

1 子どもの自主的な読書活動の推進

読書は、本来個人的、内面的な営みであり、大人が強制したり干渉したりするものではありません。子どもたちが学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的好奇心を満足させ、生涯にわたって自発的に学ぼうとする習慣を培えるよう、一人ひとりの自主的な読書活動を大切にします。

2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもが読書に親しむ機会の充実のために、関係機関が連携して取り組んでいきます。

3 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備充実

乳幼児期から、発達段階に応じて読書に親しめるように、「読書が自由に行える場」と「豊富な資料」そして「子どもに本を手渡す専門的職員^{*}」の3要素の読書環境の整備充実に努めます。

4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもを取り巻く大人を含めた社会全体で読書活動を推進する機運を高めるため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努めます。

この計画の実施期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。この計画の対象となる年齢は、おおむね18歳以下です。

^{*}専門的職員：図書館教育を学校教育の中で推進していくために中心的な役割を担う司書教諭、そして資料に精通し、必要な資料を的確に手渡す技術をもち、図書館サービスを担う図書館司書や学校司書をいいます。

第3章 第一次計画期間における取組・成果

1 家庭・地域における取組・成果

- ・ 乳幼児とその保護者が本と出会うきっかけづくりとして、市図書館との連携により、「乳幼児学級」の中でおはなし会^{*1}を年1回から3回程度実施しています。また、母子保健推進協議会が子育ての輪づくり活動として各支部単位で行っている「子育てのつどい」の中でも、推進委員を中心としたおはなし会を年3回程度実施しています。
- ・ こども館では、乳幼児とその保護者を対象に読み聞かせ^{*2}、手遊びなどを実施したり、地域の小学校低学年を対象とした事業の中で、おはなし会を取り入れたりしています。
- ・ 保健センターでは、「絵本のコーナー」などを設けて、来所時の待ち時間などを利用したり、幼児健診や育児相談、子育てのつどいなどの開催時には、遊具と一緒に絵本を備えたりして、親子で絵本に触れる機会を提供しています。
- ・ 放課後の児童を対象として実施される放課後子ども教室^{*3}や放課後児童クラブ^{*4}では、本の読み聞かせなど子どもの読書活動につながるプログラムを実施しています。
- ・ 市教育委員会では、子どものための地域情報誌「いわくにっこ」を年3回発行し、各種の子ども向けの行事をお知らせする中で、図書館の行事や家庭における読書活動の推進について啓発を行っています。また、子育て支援センター^{*5}からも読書活動に関する様々な情報を発信しています。
- ・ 生涯学習情報誌では、読書活動につながる図書館情報などを掲載するとともに、生涯学習市民講座イカルス^{*6}では、市民グループの協力を得ながら、読書活動につながる講座などを実施しています。
- ・ 「地域における家庭教育支援基盤形成事業」^{*7}の中で実施されている「子育て学習会」では、読書活動の推進に関する内容を含んだ講演も行っています。また、平成20年度に岩国地域支援チームにより発行された子育て情報誌の中で、岩国市内の図書館に関する情報や子育て支援センターで実施されている各種事業等に関する情報が紹介されています。
- ・ 市内にはボランティアの運営による3つの地域文庫^{*8}と2つの私設文庫(家庭文庫)^{*9}があり、本の貸出や読み聞かせ等が行われています。
- ・ 平成18年に開催された「国民文化祭やまぐち2006」において、「全国ブックフェスタ」を引き受けたことを契機に子どもたちやその保護者に対して読書に関する意識を高めることができました。

-
- *1 おはなし会：子どもたちに本の楽しさを伝えるために、絵本の読み聞かせや紙芝居、パネルシアターなどを行います。
- *2 読み聞かせ：本を見せながら読んで聞かせること。「読み語り」「本読み」「読み合い」等と呼ばれることもあります。
- *3 放課後子ども教室：すべての児童を対象に、地域の人たちの参画を得て、学習やスポーツ、文化活動等の取組を推進する事業
- *4 放課後児童クラブ：保護者が労働などにより昼間家庭にいない、おおむね10歳未満の子どもに、適切な遊び及び生活の場を提供する事業
- *5 子育て支援センター：地域に身近な保育所等で子育てに関する相談や若い母親等の育児サークルを支援する、地域の児童環境づくりにおける子育て支援の中核的な施設
- *6 生涯学習市民講座イカルス：岩国市行政いろいろ情報提供（Iwakuni City Administration Reference & Utility Services）の略。市民が、聞いてみたい、始めてみたいことのお試しとして、好きな講座を選んで学ぶことのできる出前講座
- *7 地域における家庭教育支援基盤形成事業：家庭の教育力の向上のため、すべての親への学習機会や情報の提供、相談体制の構築等、地域人材の活用や連携による、身近な地域における家庭教育支援の基盤となる取組を支援する事業
- *8 地域文庫：児童図書を備え付けて近隣の子どもたちに貸し出す活動及び組織
- *9 私設文庫（家庭文庫）：一般的には、個人が子どものために家庭の一部を開放して設置した読書施設

2 幼稚園・保育所における取組・成果

- ・ 平成 16 年度から市図書館により、市内幼稚園・保育所へ図書の長期貸出しが行われています。平成 20 年度は、18 園 2,927 冊の利用がありました。
- ・ 各幼稚園・保育所では、日々の保育活動の中で、パネルシアターや大型紙芝居などを取り入れながら、読み聞かせを実施しています。
- ・ 読み聞かせや歌遊びの外部講師を招く事業を開催しています。幼稚園教諭・保育士及び子どもたちだけでなく、保護者にも参加していただいています。
- ・ 子どもたちの家庭での読書活動を推進するために、保護者を対象とした、読み聞かせ講座を実施しています。
- ・ 地域の未就園児を対象に、幼稚園・保育所の施設を開放し、その保護者等にも読書活動に関する情報提供を行ったり、読み聞かせなどを実施したりしています。
- ・ 保護者への図書の情報提供として、園だよりなどで、絵本の紹介をしています。

3 学校における取組・成果

- ・ 学校図書館の円滑な運営のために、読書活動推進員を配置しています。平成 20 年度は、小学校 10 校に 5 人、中学校 1 校に 1 人配置しました。
- ・ 平成 21 年度は由宇小学校を読書活動推進のためのモデル校に指定しました。読書活動推進員が週 4 日勤務することにより学校図書館の環境整備が進むとともに、本の貸出冊数や学校図書館の利用人数が増加し、児童の読書に対する意欲の向上につながるなど効果が上がっています。
- ・ 資料検索や調べ学習を円滑に行えるように、コンピュータの整備を進めています。一部の学校では学校図書館の図書データの入力と更新を進め、学校でのコンピュータ貸出を行っています。
- ・ 朝読書など全校一斉の読書活動に取り組んでいます。平成 20 年度には、市内小学校 38 校中 36 校、市内中学校 17 校中 16 校で実施しました。
- ・ 子どもたちが本と出会うきっかけづくりとして、本の読み聞かせやブックトーク^{*1}を実施しています。平成 20 年度、読み聞かせは、市内小学校 38 校中 34 校、市内中学校 17 校中 2 校で実施しました。またブックトークは、市内 38 校中 7 校、市内中学校 17 校中 2 校で実施しました。
- ・ 推薦図書などの特設コーナーを学校図書館に設置し、子どもたちが本と出会う機会を提供しています。平成 20 年度は市内小学校 38 校中 23 校、市内中学校 17 校中 10 校で設置しました。
- ・ 図書委員会だよりなどで学校図書館の広報活動をしています。平成 20 年度は、市内小学校 38 校中 13 校、市内中学校 17 校中 6 校が活動しました。
- ・ 市図書館が市内小中学校へ「岩国市図書館サービスハンドブック^{*2}」を配布し、市図書館から学校への図書館サービスを案内しています。ハンドブックを参考に、各小中学校は調べ学習用資料の貸出しなどを利用しています。
- ・ 学校と市図書館の連携を図るために、中学校図書館部会と市図書館による連絡会を行っています。
- ・ 高等学校では、全校一斉の読書活動を実施している学校が市内高等学校 7 校中 3 校、その他読書活動推進のための取組（ブックトーク、学校図書館だよりの発行等）については、ほとんどの学校で実施しています。（平成 20 年 5 月 1 日現在）

^{*1}ブックトーク：ひとつのテーマにそって、数冊の本を選んで順序よく組み立てて紹介します。

^{*2}岩国市図書館サービスハンドブック：小・中学校とのよりよい連携を目指して、市図書館の団体貸出しや調べ学習への支援などのサービスをまとめた冊子。平成16年から開始

4 公立図書館における取組・成果

- ・平成16年度から市中央図書館では専任の児童サービス担当者を2人配置しています。
- ・幼稚園・保育所の読書環境の整備のために、平成16年度から長期貸出制度⁴¹を開始しました。
- ・市内団体による読書活動を支援するために、読み聞かせ用大型絵本を市内団体に貸し出しています。
- ・市内小中学校へ「岩国市図書館サービスハンドブック」を配布し、調べ学習用資料の貸出しなど、学校への図書館サービスを案内しています。また、子どもたちが本と出会うきっかけづくりのために、要請のあった小学校でおはなし会、ブックトークを平成19年度まで行ってきました。
- ・市内各図書館で児童書の充実に努めています。
- ・市図書館で活動するおはなしボランティアのスキルアップのために、読み聞かせ講座や大人のための手遊び講座などを定期的に開催しています。
- ・市内各図書館で、幼児や小学生を対象としたおはなし会を定期的実施しています。
- ・保健センターと連携し、乳幼児学級でおはなし会を実施しています。
- ・各年齢を対象としたブックリストや子ども向け広報誌「こどもとしょかんだより」を定期的に発行し、家庭や子どもたちへ図書の情報提供を行っています。
- ・平成20年度は、文部科学省の「子ども読書活動応援プロジェクト」に係る「青少年のためのオーサー・ビジット事業⁴²」の委託を受けて、実行委員会により昆虫写真家の海野和男氏と児童文学作家の杉山亮氏による講演会が開催されました。また、同委員会がブックリスト「本をよみはじめた子どもたちへ100」を発行し、市内の年長園児と小学1年生へ配布しました。
- ・市内各図書館が館内で特設コーナーを設け、子どもたちに本と出会う機会を提供しています。
- ・毎月第2木曜日の10時から12時までを「乳幼児の日⁴³」とし、親子が図書館を利用しやすい環境づくりに努めています。
- ・乳幼児向けのおはなし会を市中央図書館は月1回、岩国図書館は月2回、麻里布分室では2か月に1回実施しています。
- ・自動車図書館は、小学校（旧岩国地域は14校、周東地域は17校）、幼稚園、こども館を巡回をしています。合併後、由宇地域の由西小学校へ巡回するようになりました。
- ・利用に困難のある子どもたちのために、布絵本や点字絵本の貸出しを行っています。また、支援学級や特別支援学校の児童生徒へのおはなし会等を実施しています。
- ・外国人の子どもたちを対象に、諸言語の児童向け資料の充実に努めています。

- ・ 毎月、中央図書館のヤングアダルトコーナー⁴⁴では、新刊案内の掲示と本の展示を行い、10代の子どもたちへの本の情報提供をしています。

⁴¹長期貸出制度：市内の幼稚園・保育所を対象とした貸出期間を1年とした団体貸出制度。平成16年3月に策定された「岩国市子どもの読書活動推進計画」に基づいて、すべての子どもたちが自由に本と出会うことができる環境を整備するために平成16年に開始しました。

⁴²青少年のためのオーサー・ビジット事業：「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて行われる政府の委託事業。著名な作家などを招へいし、子どもたちに直接語りかけてもらうことを通じて読書意欲の向上を図ることを目的としています。

⁴³乳幼児の日：親子連れで気軽に利用できるよう、平成17年10月から市中央図書館において設けています。現在「ちいさい子のためのおはなし会」や他の利用者に理解を促す周知を行っています。

⁴⁴ヤングアダルトコーナー：主に10代の読者あるいは利用者を、児童と成人の中間に位置し独特の配慮を要する利用者層とし、この年齢層に向けた本を集めた特設コーナー

第4章 計画の内容

1 子どもの読書活動推進のための施策

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるもので、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われる必要があります。

まず、保護者が配慮・率先して子どもの読書活動の機会を充実するとともに、読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが肝要であると言われています。そのため、家庭において、子どもが読書に親しむきっかけを工夫したり、読書に対する興味や関心が高まるよう保護者が読書活動への理解を深めるとともに、実践していくための啓発活動や情報提供が必要です。

次に、地域においては、子どもに健全な遊びの機会を提供し、子どもの健康を増進し、情操を豊かにする地域の子育て支援拠点である子育て支援センターや、住民にとって身近な社会教育施設である公民館等で、子どもの読書活動を進めるためのさまざまな事業が行われています。また、子育てサークル、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等子育て関係団体や事業においても、子どもの読書活動を進めるための環境が整えられつつあります。そのため、家庭や地域の関係団体等が連携して、子どもの読書活動が一層推進されていくような支援に努めます。

【 岩国市の現状と課題 】

アンケート結果（資料編1）によると、岩国市においては、普段から保護者が子どもに対して読み聞かせを行う家庭が7割を占め、乳幼児の本への関心は高いものとなっています。しかしながら、時間不足により子どもに対して読み聞かせを行うことができない保護者や自分自身も普段はほとんど読書をする事ができない保護者も少なくない状況にあります。そのため、効果的な読書活動を進めるための情報提供等を行うことが、家庭における読書活動推進の課題の一つとなります。

一方、地域においては、子育て支援センターや公民館等の施設で、子どもの読書活動の推進に関する事業が、行政や民間の関係団体等で実施されているほか、ボランティアの運営による3つの地域文庫と2つの私設文庫（家庭文庫）により、本の貸出しや読み聞かせ等の地道な活動が続けられています。子どもの読書活動を一層推進していくため、こうした事業や活動を、対象者である子どもや保護者に周知徹底していくことが、地域における読書活動推進の課題の一つとなります。

そこで、今後、家庭・地域における子どもの読書活動をより一層推進していくため

に、行政の児童福祉・保健事業の担当部署や教育委員会の担当部署が連携して、家庭や地域において、積極的に子どもの読書活動を進めていけるような機運を盛り上げる施策を推進していかなければなりません。

また、行政が地域の関係団体等と連携しながら、さまざまな場面で気軽に子どもの読書活動を進めていけるよう、各地域におけるハード・ソフト両面での環境整備や広報活動の充実を行っていくことが必要となります。

【 目 標 】

- 1 家庭における読書習慣の形成
- 2 地域における読書活動の推進

【 方 策 】

1 家庭での読書活動の実践 【生涯学習課】【中央図書館】

「家庭の日」等を活用して、子どもに読書の楽しさと、読書によってもたらされる豊かな心を育む時間を家庭で分かち合うことの大切さを啓発するため、保護者自身が読書に親しみ、その楽しさを伝えるなど、家族全員が一緒に本を読む時間をつくるような呼びかけを行います。また、子育て学習会を通じて、保護者が子どもの読書の喜びと必要性を感じ、読書習慣を身に付けることができるような啓発を行うことによって家庭での読書活動の取組を促します。

2 読書活動に関する情報提供と理解の促進

【こども支援課】【健康管理課】【生涯学習課】【中央図書館】

保護者に、読書の重要性を認識し、知識を深めてもらうとともに、子どもの読書活動を推進していくための情報提供を、「児童館だより」や子どものための地域情報誌「いわくにっこ」等の各種のお知らせやインターネット等を通じて行うほか、子育て支援センターなど子育てに関係する機関が協力して、読書活動の重要性を啓発し、読書活動への理解を促します。

指標 いわくにっこにおける関連記事の取扱数 【生涯学習課】

年 度	現状 (H20)	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
目標取扱数	6	8	8	8	9	9

指標 子育て支援センターにおける毎月のおたよりの発行回数 【こども支援課】

年 度	現状 (H20)	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
目標回数	12	12	12	12	13	13

3 読み聞かせ等の読書活動の充実 【こども支援課】【健康管理課】【生涯学習課】

子育て支援センターや公民館等の施設において、市民活動支援センターに登録していたり、学校などで活動している、民間読書ボランティア団体等の読み聞かせや、おはなし会などの活動を支援することにより、地域における読書活動を推進していきます。また、子育てに関係する各種の施設等における児童図書の設定等の整備に努め、あらゆる機会を利用した読み聞かせ等を実施して読書活動の充実に努めます。

指標 子育て支援センターにおける絵本の読み聞かせ、おはなし会等の活動

【こども支援課】

年 度	現状 (H20)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
目標回数	332	335	335	338	338	340
目標人数	13,790	13,820	13,820	13,850	13,850	13,880

4 子育てサークル等の取組の促進 【こども支援課】【生涯学習課】【中央図書館】

行政の関係機関が連携して、ブックリストやイベント情報等の提供や啓発活動を通じ、子育て関係サークル、放課後子ども教室、放課後児童クラブにおいて読み聞かせの読書活動が推進されるよう促します。

(2) 幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進

幼稚園・保育所において、子どもが本に親しみ読書の楽しさに出会える環境を整えていく必要があります。一日の多くの時間を過ごす園での本との関わりは重要といえます。幼稚園教育要領（平成 20 年 3 月文部科学省制定）や保育所保育指針（平成 20 年 3 月厚生労働大臣告示）では「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう」という内容が示されています。幼稚園教諭・保育士及び友達とのコミュニケーションや遊びの中で本と出会う機会を作ることによって本への興味を引き出すことができます。特に保育の場では仲間とともにおはなしの世界を楽しむ体験には家庭での一対一の読み聞かせとはまた異なる価値があり、子どもの心の成長にとって貴重なものです。

そこで、幼稚園・保育所においては、未就園児も対象に入れ、幼児期から本とふれあうきっかけづくりなどの取組の充実を図ります。

【 岩国市の現状と課題 】

幼稚園・保育所では幼児期における絵本の読み聞かせの重要性が十分認識され、日常的に幼稚園教諭や保育士による絵本や紙芝居などの読み聞かせが行われています。

また、園からの絵本の紹介など子どもの読書に対する関心を高めてもらうために、保護者に向けての啓発も行っていますが、十分に行われているとはいえません。保護者に対する啓発活動や幼稚園教諭・保育士自身が研修できる機会を充実させていくことも読書活動の充実につながります。

日常の園での生活、行事や遊びの中に本を取り入れる工夫をして、就園児や未就園児にさまざまな場面で本の面白さ、楽しさを実感できるような環境を整えていく取組がこれまで以上に必要です。

【 目 標 】

- 1 幼稚園・保育所での本とふれあうきっかけづくり
- 2 職員の積極的な研修への参加
- 3 読書の重要性について家庭への理解の促進

【 方 策 】

1 幼稚園・保育所での読み聞かせ活動の充実 【こども支援課】

日々の読み聞かせを通じて子どもが読書の楽しさと出会うきっかけづくりを促進します。発達段階や障害のある子どもの状況などに応じた図書の充実を図るとともに、子どもたちが落ち着いて図書に触れることができるようなスペースが確保されるよう促します。

2 幼稚園教諭・保育士の研修への積極的参加 【こども支援課】

職員研修の場へ積極的な参加に努めます。

指標 研修回数

年 度	現状 (H20)	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
目標数 (幼稚園)	43	45	45	48	48	48
目標数 (保育所)	5	8	10	10	12	12

3 保護者に向けた啓発活動の充実 【こども支援課】

幼児期の読み聞かせの大切さの理解、関心を高めるため、絵本の紹介や園だよりを通じた啓発など家庭における親子の読み聞かせ活動の実践に役立つような保護者向けの啓発活動を進めます。

指標 園だよりなどによる情報提供 発行回数

年 度	現状 (H20)	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
目標数 (幼稚園)	108	110	110	115	115	120
目標数 (保育所)	95	100	100	105	105	110

指標 保護者向け啓発活動 実施回数

年 度	現状 (H20)	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
目標数 (幼稚園)	148	150	155	155	158	158
目標数 (保育所)	16	20	20	23	25	25

(3) 学校における子どもの読書活動の推進

学校は、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。

平成 19 年 6 月に改正された学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 21 条には、義務教育の目的を実現するための目標が掲げられており、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。」が規定されています。また、同法第 30 条第 2 項には、「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」と学力への取組について明らかにされています。

平成 23 年度（小学校）、平成 24 年度（中学校）からは、新学習指導要領が完全実施されます。そこでは、「小学校外国語活動」の本格的な実施や、「理数教育の充実」「伝統・文化に関する教育の充実」などが掲げられていますが、すべての教科、領域を通じて「言語活動の充実」が求められており、児童生徒の主体的な学習活動を促すためにも、「読む・聞く・話す・書く」ことの支えとなる読書活動の充実はますます重要性を増すと考えます。

学校では、各教科・領域全般を通じた読書指導や、資料活用力の向上を推進し支援していくため、司書教諭¹⁾や学校司書²⁾の活用を通じて、これらの人的・物的条件を踏まえて学校図書館の運営や、委員会活動の活性化などに積極的に関わり、学校図書館の充実を図っていくことが重要です。

学校図書館は、児童生徒の学びを支援するとともに、自由な読書を保障する場として、重要な位置を占めています。「図書館資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成する」（学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）第 2 条）という目的のもと、12 学級以上の小中高等学校に司書教諭が配置されています。

また、文部科学省が平成 19 年度に新たに策定した「新学校図書館図書整備 5 か年計画」に基づき、年次的に図書資料の充実が図られています。

【 岩国市の現状と課題 】

市内各小中学校の読書活動の一環として、一斉読書や読み聞かせ、図書委員会の活動など、子どもの読書意欲の向上を図るための取組を行っています。また、家庭での読書習慣の形成が図れるよう、学校における読書活動や取組について紹介するなど、情報提供や啓発活動に努めています。

全校一斉の読書活動の実施状況は、平成 20 年度では小学校 38 校中 36 校、中学校 17 校中 16 校となっています。児童生徒が、一斉に静かな環境の中で自分が選んだ本を読むことで、気持ちが落ち着き、1 日の授業に向かうきっかけとなる貴重な時間となって

います。

高等学校においては、生徒一人ひとりが読書の大切さを認識し、自ら必要な時期に主体的に本を選択し、読書することにより生涯を心豊かに暮らすことができるよう指導に努めています。

特別支援学級・学校における読書指導においても、それぞれの発達段階に応じた本を選んで読み聞かせや読書指導をしています。

また、教員の研究組織である岩国市・和木町教育研究会「学校図書館」部会の取組として、「読書感想文コンクール」や「読書感想画コンクール」を長年継続して実施しています。児童生徒の読書活動の推進を図るとともに、表現力の育成に努めており、このコンクールの優秀作品は、「かけはし」という冊子にまとめられ、他の児童生徒にも大きな影響を与えています。その他、毎年夏休みには、「中学生に読ませたい100+1冊」のリストを作成し中学生全員に配布しており、家庭への啓発にも努めています。

学校図書館は、児童生徒が自らの学びを進める場として、学習情報センターとしての機能を担っています。読み聞かせ、ブックトークの実施をしている学校や、必読書コーナー、推薦図書コーナーを設置している学校も増えてきました。

蔵書冊数においては、子どもたちが、いつでも読みたい本を手にとれる環境が十分に整うよう取り組んでいます。文部科学省の「学校図書館図書標準^{*)}」を達成している公立学校は、小学校38校中11校、中学校17校中6校（平成21年4月現在）ですが、年次的に充実を図っていきたいと考えています。

また、読書活動・学習活動の充実、魅力ある学校図書館の運営のため、読書活動推進員を、平成20年度は、小学校10校に5人、中学校1校に1人を配置しており、子どもたちにとって魅力的な学校図書館の環境整備や読み聞かせ等を行うことで、児童生徒が本に興味を持つなど大きな成果を上げています。平成21年度については、読書活動推進員について、従来1人が複数校を兼務する勤務体制の配置に加え、1人が1校を担当する専任制の勤務体制にしたモデル校を新設し配置しています。今後、その成果を検証しながら、配置のあり方について研究してまいります。

また、各校における司書教諭、司書教諭有資格者を中心にすべての教職員のスキルアップを推進していきます。

地域との連携としては、ボランティア団体とのさらなる連携を推進するとともに、学校図書館と公立図書館とのつながりを図り、児童生徒の読書活動の場の拡大に努めています。その一つとして、中学校図書館部会と市図書館による連絡会を行っています。その他に、学校は、図書館が作成した「岩国市図書館サービスハンドブック」の案内をもとに資料提供を受けており、各教科や修学旅行等の「調べ学習」「キャリア教育^{*)}」「総合的な学習」などに役立てています。

【 目 標 】

- 1 読書活動・学習活動の充実
- 2 学校図書館蔵書の充実
- 3 魅力ある学校図書館の運営

^{*1}司書教諭：学校図書館法に規定された、司書教諭の資格を持つ教諭で、校内において、学校図書館の機能を教育課程に位置付ける中核的役割を担います。

^{*2}学校司書：司書資格を持ち、学校図書館の円滑な運営のためのさまざまな職務を日常的に担うとともに、適切な資料提供によって児童生徒の学びを支えます。

^{*3}学校図書館図書標準：各学校の学級数によって定められた学校図書館に整備すべき蔵書の標準冊数のことです。

^{*4}キャリア教育：学校教育におけるキャリア教育とは、「子ども達がこの激しい社会の変化に対応していく能力、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力、社会人・職業人として自立していくことができるようにする教育」のことです。

【 方 策 】

1 教員による読書指導の充実 【学校教育課】

一人ひとりの子どもが適切な時期に適切な本に出会えるように、朝読書などさまざまな機会をとらえて、本との出会いの機会をつくとともに、資料活用能力を高め、また、学習活動の基盤として学級文庫や学校図書館を有効に活用します。

全校一斉読書活動の充実

指標 全校一斉読書活動実施公立小中学校数

年 度	現状 (H20)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
目 標	52	52	52	52	52	52

2 学校図書館蔵書の充実 【学校教育課】

学校図書館が、児童生徒自らの学びを進める場として、また、学習情報センターとしてその機能を十分発揮することができるよう図書を整備を図ります。

指標 学校図書館図書標準を満たした公立小中学校数

年 度	現状 (H20)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
目 標	17	33	36	39	42	45

3 魅力ある学校図書館の運営 【学校教育課】

子どもたちが思わず立ち寄りた、利用したいと思える学校図書館の運営を目指します。

学校図書館の広報活動

指標 図書委員会だより、図書館だよりなどを発行している公立小中学校数

年 度	現状 (H20)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
目 標	19	21	23	25	27	29

児童・生徒の興味関心を高める学校図書館の運営

指標 推薦図書や話題書コーナーなどを設置している公立小中学校数

年 度	現状 (H20)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
目 標	33	35	37	39	41	43

4 図書館、地域との連携 【学校教育課】【中央図書館】

市図書館との連携を図るために、「岩国市図書館サービスハンドブック」などの活用を促進します。また、地域ボランティアとの連携に努めます。

指標 読書活動に関わるボランティアを受け入れている公立小中学校数

年 度	現状 (H20)	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
目 標	23	25	27	29	31	33

※平成 21 年度、公立小中学校数は 55 校。

(4) 公立図書館における子どもの読書活動の推進

図書館は、子どもたちの読書を保障し、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を担っています。

市図書館は、すべての住民に等しくサービスを受けられるシステムを構築し、市内7図書館、1分室と自動車図書館2台に加えて2箇所のサービスポイント⁴で市内全域サービスを行っています。そして、市内すべての子どもたちが、読みたい本を自由に手に取ることができる読書環境の整備を図っています。今後は、関係機関や関係団体との連携をさらに進め、読書活動の推進に努めます。

【 岩国市の現状と課題 】

市図書館では、児童サービスの重要性を認識して、さまざまな事業を展開してきました。おはなし会の実施、各種講演会・講座の開催、ブックリストの配布などによって、読書の楽しさ、大切さを伝えていきます。館外へも出向き、乳幼児学級等でおはなし会を実施し、図書館の利用を促すとともに、本の楽しさを伝えていきます。また、類縁機関への支援として、幼稚園・保育所への長期貸出サービスを実施しています。小学校・中学校へは「岩国市図書館サービスハンドブック」を毎年配布し、図書館の活用を促しています。

平成18年3月の合併以後、新しい市域へのサービスを拡充するとともに、平成20年4月以降は図書館システムを統一し、市内図書館の資料をより有効に市民に届ける物流を確立しました。平成21年度からは、図書館のない美川・本郷両地区に、サービスポイントを設けて資料提供を行い、おはなし会等の受入れも行っていきます。

今回行った保護者向けアンケート調査（資料編1）では、多くの家庭で読み聞かせを「実践している」と答えられていますが、反面、「時間がない」「身近に本がない」という理由から実践されていない保護者も見受けられます。また、図書館へ行く時間がない、子連れでは行きにくいという声も聞かれます。小さな子どもを連れて来館しやすい環境の整備や、本を読む子と読まない子の差が大きくなる中高生のための資料の充実や情報発信等、子どもの発達段階に応じた条件整備が求められています。

【 目 標 】

- 1 すべての子どもに本と接する機会を提供し、読書の楽しさを伝える
- 2 子どもに関わるすべての大人の意識改革を図る
- 3 市内全地域に等しく図書館サービスができるシステムの構築
- 4 インターネットを活用した情報発信の充実

⁴ サービスポイント：図書館サービスを提供する拠点のこと。本館、分室、配本所、移動図書館など、地域の住民が等しくサービスを受けることができるために設置された場所

【 方 策 】

1 職員体制の充実 【中央図書館】

中央図書館に、専任の児童サービス担当職員を配置するとともに、すべての職員の研修の機会を確保します。

2 資料の充実(図書、紙芝居、コミック、雑誌等を含む。) 【中央図書館】

児童書を充実します。

指標 児童書購入冊数

年 度	現状 (H20)	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
目 標	6,719	7,000	7,100	7,200	7,300	7,400

3 団体貸出制度の充実 【中央図書館】

学校・幼稚園・保育所への団体貸出制度を充実します。

小・中学校向けに岩国市図書館サービスハンドブックを配布していますが、新たに幼稚園・保育所向けのサービスハンドブックを作成し、配布します。

幼稚園・保育所へは長期貸出サービスを継続して行います。

指標 貸出件数及び冊数

年 度	現状 (H20)	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
目標件数	18	18	19	20	21	22
目標冊数	2,927	3,000	3,200	3,300	3,400	3,500

4 読み聞かせボランティアの養成・育成 【中央図書館】

図書館で行うおはなし会のボランティア養成・育成を行います。また、読み聞かせボランティア講座等を定期的に開催します。

指標 読み聞かせ講座回数

年 度	現状 (H20)	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
目 標	1	2	2	2	2	2

5 子どもと本を結ぶための活動 【中央図書館】

各館でおはなし会、ブックトーク、ストーリーテリング等を定期的に行います。

指標 おはなし会等の活動

年 度	現状 (H20)	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
目標回数	176	190	192	194	195	196
目標人数	2,265	2,900	2,910	2,920	2,930	2,940

6 講演会等の開催による啓発活動 【中央図書館】

子どもの読書の重要性をすべての人に理解してもらい、読書環境を整備する必要性を認識してもらうために、講座、講演会、PR活動を定期的に行います。

7 乳幼児サービスの充実 【中央図書館】

乳幼児向け行事の開催や親子で気兼ねなく利用できる環境整備に努めます。

指標 乳幼児向けおはなし会等の活動

年 度	現状 (H20)	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
目標回数	56	57	58	59	60	61
目標人数	1,410	1,415	1,420	1,425	1,430	1,435

8 自動車図書館の巡回 【中央図書館】

保育園・幼稚園・小学校やこども館への巡回を継続して行います。

9 障害のある子どもたちへのサービス 【中央図書館】

関係機関との連携を深め、図書館の利用が困難な子どもたちへの利用整備を図ります。

10 外国人の子どもたちへのサービス 【中央図書館】

児童用外国語資料の充実や利用に向けてのPRに努めます。

指標 外国語資料購入冊数

年 度	現状 (H20)	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
目 標	0	10	10	10	10	10

11 ヤングアダルトコーナーの充実 【中央図書館】

中高生向けの資料の充実に努めます。高校向けのサービスハンドブックを作成し、配布します。

指標 ヤングアダルト図書購入冊数

年 度	現状 (H20)	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
目 標	455	500	500	500	500	500

12 情報提供 【中央図書館】

ホームページや「としょかんだより」「広報いわくに」等を活用し、情報提供を行います。

「新一年生にすすめる本」「夏休みに読んでみましょう」等のブックリストを定期的に発行し、おすすめ本を紹介します。

子ども向けホームページを開設し、子どもにより分かりやすい情報提供を行います。

13 子ども連れで来館しやすい図書館づくり 【中央図書館】

乳幼児を連れて来館しやすいように、施設の充実に図り、子連れの保護者のための図書館案内を発行します。現在行っている「乳幼児の日」を増やし、PRに努めます。

*ストーリーテリング：物語を覚えて子どもたちに対して語ること。「おはなし」「素ばなし」ともいいます。

2 連携のための施策

この計画の推進に当たっては、社会全体の取組が不可欠であり、子どもにかかわる施設、団体、子どもを取り巻くすべての大人たちが、情報交換を密にし、連携することが必要です。

【 目 標 】

家庭・地域・学校・図書館が連携・協力し、子どもの読書環境の整備を図ります。

【 方 策 】

- 1 小学校・中学校・高校図書館部会と学校教育課、市図書館を交えた連絡会を定期的に行います。
- 2 関係各課による子どもの読書活動推進に関する活動について、情報の共有と協力を図るためのネットワークの確立を図ります。
- 3 行事や研修会等の共同開催を検討します。
- 4 子どもの読書活動にかかわるボランティア・民間団体・書店・PTA等との協働を図ります。
- 5 子育て支援事業の一環としての読書活動の推進を図ります。
- 6 子どもの読書活動にかかわるすべての関係機関・関係団体が読書活動の推進を図り、情報を共有するための推進体制を整備します。

第5章 計画の実現のために

本計画に掲げられた各種施策を実現し、すべての子どもたちがいつでも本や必要な情報を手にすることができる環境を整備するためには、子どもにかかわるすべての大人が協力して取り組む必要があります。そのために、次のことを実施します。

- 1 この計画にかかわる関係団体等が、情報交換を行い、計画を有効に実現していくための総合的な推進体制を整備します。
- 2 この計画の方策に定めた数値目標をもとに、定期的に関係部署が集まり検証し、見直しを行います。
- 3 子どもの本や読書活動に関する情報を、広報やインターネット、ブックリストなど、さまざまな手段で発信していきます。
- 4 この計画に示した各種施策を実現していくため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。